

広島県告示第五百三十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅サービス事業者		居宅サービス事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社第一ビルサービス	広島市中区南千田東町四―三二	エポカケアサービス	広島市中区南千田東町四―三二	平成一八年四月一日
特定非営利活動法人さわやかライフクラブ	広島市安佐北区落合一丁目一五―七一フクラブ	すみれ福祉用具貸与事務所	広島市安佐北区落合一丁目二三―三三	平成一八年六月一日
株式会社フジシン	広島市中区舟入中町九―一六	ケアサポートフジシン	広島市中区舟入中町二―二一 大本ビル一階	平成一八年六月一日
日本基準寝具株式会社	広島市安佐南区大町東二丁目一五―二	日本基準寝具株式会社福山営業所	福山市新涯町六一―二三〇	平成一八年六月一日
社会福祉法人庄原市社会福祉協議会	庄原市西本町二丁目一七―二五	庄原市社協福祉用具貸与事業所	庄原市比和町比和九一九―三	平成一八年一〇月一日
有限会社ケアフルサービス	呉市広白石三丁目二一―二二	ケアフルサービス福祉用具貸与事業所	呉市広本町三丁目一三〇	平成一八年二月一日
グッドライフ株式会社	福山市城見町二丁目二―二二	指定福祉用具グッドライフレンタル	福山市東町一丁目三一八	平成一九年一月一日
企業組合労働セクター事業団	東京都豊島区池袋三丁目一―二 光文ビル六階	福祉用具のぱいちえ	広島市安芸区矢野町七五二―一九〇	平成一九年一月一日
尾道医療器株式会社	尾道市西御所町六一―三	尾道医療器株式会社福祉介護用品事業部	尾道市西御所町六一―三	平成一九年一月一日
企業組合リプルケアセンター	広島市西区己斐中二丁目二三―一	リプル福祉用具貸与事業所	広島市佐伯区湯来町伏谷乙一三六一	平成一九年一月一日